

災害時の要配慮者に対する支援体制検討事業

担当府省庁：厚生労働省

(事業費：29百万円、対象事業：地域防災力向上支援事業、事業実施期間：R8)

連携先：内閣府、こども家庭庁、国土交通省、
気象庁、地方公共団体、民間団体

事業の目的

災害時の高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）の受入体制の充実を図り、被災地に赴くDWATの円滑な活動につなげるため、都道府県において一定の圏域ごとに受入先となる施設を設置し、行政や民間企業と連携して平時・災害時に施設と協力する枠組みを検討・検証することで県内の支援体制の強化を図ります。

事業の内容

(現状・課題)

- 被災地域において要配慮者の避難を実施することが重要であるが、甚大な被害が生じた地域では、要配慮者の受入先となる福祉避難所の運営が困難となる場合があり、また、被災地外からの支援者の宿泊場所を確保できない場合も想定され、要配慮者の受入先や支援を担うDWATの活動拠点の確保が必要です。

(取組内容)

- 一定の圏域に受入先となる施設を選定します。
- 保健医療チームとの連携体制や市町村や交通機関や金融機関、商工会等と関係構築により、災害時の地域の継続に向けた対応や施設との協力の枠組を検討します。
- 様々な規模の災害を想定した訓練を実施し、受入施設の対応や受入施設間や関係機関との連携状況を踏まえ、支援体制の在り方を検証します。

※ 高齢、障害、児童の各分野に応じた支援体制の確保する観点にも留意した上で事業を実施します。

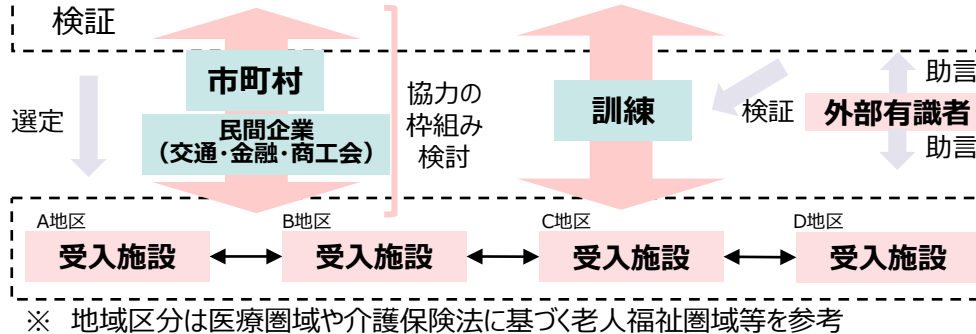
事業のスキーム



実施イメージ・具体例

都道府県

- 被災地域と連携して要配慮者への支援等を実施する受入先施設を一定の圏域ごとに選定
- 市町村や民間企業等と連携した災害時の地域継続に向けた対応や施設への協力方法の検討
- 要配慮者の発災直後の避難や被災地域から他の区域の受入施設への搬送、DWATの受入れまで一貫して実施する訓練計画の検討、実施、検証



事業により得られる効果（アウトカム）

- 災害時の都道府県内における要配慮者の受入やDWATの活動拠点となる施設が増加し、民間企業等との連携体制を構築することで、要配慮者に対する災害時の円滑な支援体制の強化が図られます。